

平成 29 年度関東農政局国営土地改良事業等事後評価技術検討会（第 3 回） 議事概要

1. 対象地区

渡良瀬川中央地区

2. 開催日時

平成 29 年 7 月 26 日（水）14:00～16:00

3. 場所

さいたま新都心合同庁舎 2 号館 11 階防災対策室 1

4. 概要

- 第 3 回技術検討会における技術検討会委員の意見を踏まえ、事後評価結果の修正案を説明し、了承を得た。
- 技術検討会委員により、事後評価結果に対する「技術検討会の意見」の取りまとめが行われた。

技術検討会委員の意見は以下のとおり。

【渡良瀬川中央地区】

本事業及び関連事業の実施に伴う、地区内農業用排水施設の機能回復及び強化により、農地への湛水・溢水が防止され、農作物の湛水被害が大幅に軽減された。併せて一般家屋等の浸水被害も防止されており農地のみならず地域全体の生活安全性が向上している。また、農地の排水条件の改良に伴い麦類やねぎ等の作付けが拡大されるとともに、農地の利用集積が進み、戸当たり経営規模の拡大や認定農業者が大幅に増えるなど地域農業構造の改善が図られている。

さらに、新設された遊水池における広場利用等の多目的な活用や新たな地域特産物であるがうりを活用した加工の取組みにより地域の活性化が図られている。

本地区の排水施設が農地のみならず、地域全体の洪水被害を軽減しており、さらに、地域での農家の割合が小さくなることを踏まえると、農業用排水施設の維持管理を、自治体が中心となり非農家を含めた地域全体で適切に行えるよう、将来に

わたってその機能が発揮される仕組みの構築が望まれる。その際、農業用排水施設の地域全体に果たす役割や重要性を地域住民が理解するための継続的な情報発信が重要である。